



障がい者のための福祉制度

障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員としてともに生きるため、次のような福祉制度が設けられています。福祉制度の一部をご紹介します。それぞれに対象や利用の条件がありますのでご注意ください。表1のほかにも障がい者のための福祉制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

表1

	名称	内容	窓口
日常生活のいよ	障害福祉サービス	ヘルパーなどの各種サービスが受けられます。 	福祉給付課
	舗装具・日常生活用具の給付	車いすやシャワーチェアなど、生活に必要な用具などを支給します。	
	住宅改造費の助成	住宅の玄関やトイレの段差解消などの費用を助成します。	
	リフト付バスの利用	車いすを利用している方をリフト付の車両で病院等まで送迎します。	
	紙おむつの支給	障がいの種類や程度によって紙おむつを支給します。	
医療のいよ	自立支援医療(更生・育成)	特定の治療の医療費の一部を助成します。 	福祉給付課
	自立支援医療(精神通院)	精神病院などに長期間通院が必要な方へ医療費を助成します。	
	重度障害者医療費助成	重度の身体障がい者、重度の知的障がい者の医療費を助成します。	
年金・手当のいよ	障害年金	19歳以前または年金加入中に障がいをもった場合に支給します。	市民課
	特別障害者手当	在宅で常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度の障がい者に月額26,080円の手当を支給します。	福祉給付課
	在宅介護手当	寝たきりの障がい者を在宅で介護している方へ月額5,000円を支給します。	
	障害児福祉手当	重度の障がい児に月額14,180円の手当を支給します。	
	特別児童扶養手当	障がい児の保護者に障害の程度に応じて手当を支給します。	児童家庭課
	障害者見舞金	身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有し、重い障がいをもつ方へ毎年12月に5,000円を支給します。	福祉給付課
税金や割引のいよ	所得税・住民税の控除、市県民税の非課税	障がい者本人または生計が一緒の方の自動車税、自動車所得税が減免になります。 	福祉給付課 市民税課 自動車税務署
	交通機関の割引	バス、タクシー、モノレール、航空券などの運賃が1割引～5割引で利用できます。 	各種交通機関

障がいをもったとき どんなサービスが 受けられるの？

問い合わせ 福祉給付課 ☎876-1234 (内線3563・3565)

12月3日～9日は障害者週間です

障がいによる手帳の種類

身体障害者手帳

「障害者週間」は、障がい者の福祉についての関心と理解を深め、障がい者が社会・経済・文化・そのほかのあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められています。

主に目・耳・手足・心臓(内部疾患)など身体の障がいをもつ方へ交付されます。また障がいの重い方から1級～6級の等級となります。

療育手帳

障がいをもったときは利用できる様々な福祉サービスや福祉制度があります。
※表1参照

主に知的障がいをもつ方へ交付されます。障がいの重い方からA1・A2・B1・B2の等級となります。

精神障害者保健福祉手帳

主に精神障がいを持つ方へ交付されます。障がいの重い方から1級～3級の等級となります。

それぞれ、障がいの種類や程度、所持の有無、手帳の等級によって受けられる福祉制度が異なります。



障がい者・障がい児のためのサービス

問い合わせ 福祉給付課 ☎876-1234 (内線3561・3562)

障がいをもったとき、様々な福祉制度が受けられます。左ページの表1に受けられる福祉制度を一部ご紹介しています。

重度障がい児の病院での
日中一時支援サービスが
始まりました！

また、手当や物品の給付だけでなく、ご自宅でヘルパーによる入浴排せつ、食事の介護などといった居宅介護サービスや就労に関するサービス、外出支援サービス、専門の療育施設への通所サービスなども受けられることができます。

これまで、医療的ケアが必要な重度の障がい児の預かりが難しいことがありましたが、平成25年11月から、家族の休息のために医療的ケアが必要な重度障がい児(人工呼吸器利用者など)を浦添市が指定した病院で日中に預けることができます。

これらのサービスには、対象や条件があります。このほかにも様々なサービスがありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。お電話でお問い合わせください。

対象
医療的ケアが必要な重度障がい児等(人工呼吸器利用者など)

指定病院

医療法人わらへの会 わんぱくクリニック(南風原町)



※利用希望者は、現在、日中一時支援サービスの支給決定の有無にかかわらず、福祉給付課での申請が必要です。